

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
塩那台地地区用地測量業務

特 別 仕 様 書

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、令和6年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業塩那台地地区用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務は、用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
- 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特別仕様書又は共通仕様書の間に相違がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務概要)

第2条 本業務は、昭和49年～平成4年国営塩那台地総合農地開発事業により造成された施設の用地測量を行うものである。

(1) 実施場所

栃木県大田原市ほか2市1町（別添施行位置図のとおり。）

(2) 調査対象施設

1号幹線用水路、1号幹線放水路、2号幹線用水路、1号支線用水路、2号支線用水路、2－1号支線用水路、3号支線用水路、3－3号支線用水路、4号支線用水路、5号支線用水路、7号支線用水路、7－1号支線用水路、9号支線用水路、14号支線用水路、15号支線用水路、18号支線用水路。

(班編制)

第3条 本業務は、2班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けずに伐除したもの又は不注意により伐除したものの補償は、受注者の責任において処理する。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第5条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
令和5年度土地改良施設権利保全対策事業塩那台地地区基礎調査業務	1式	
前歴事業縦断平面図	1式	
その他必要な資料	1式	

- 2 受注者が、土地の登記記録等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な閲覧申請書若しくは交付申請書は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第6条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

用地測量

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 転写連続図の作成	8.33ha	
(3) 区分地上権設定範囲図の作成	101枚	

(指示事項)

第7条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 転写連続図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。

(2) 区分地上権設定範囲図の作成

図面の用紙はポリエステルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格はA 1 型とする。

(管理技術者)

第8条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項によるものとする。

ただし、予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第4章 打 合 せ

(打合せ)

第9条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所とする。

(1) 業務に着手するとき

(2) 業務の中間1回

(3) 成果物とりまとめの段階

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第42条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成 果 物

(成果物等)

第10条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物		数 量	装 丁 等
(1) 転写連続図	電子データ	正副2部	C D－R等
	製 本	2部	A1版1部、A2版1部
	原 図	1部	図面ファイル(三ツ折)
(2) 区分地上権設定範囲図	電子データ	正副2部	C D－R等
	製 本	2部	A1版1部、A2版1部
	原 図	1部	図面ファイル(三ツ折)

2 成果物の提出先は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所とする。

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第11条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第6条に示す、「作業項目」及び「数量」に変更が生じた場合。
- (2) " 第7条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
- (3) " 第9条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
- (4) " 第10条に示す、「成果物」及び「数量」等に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 そ の 他

(低入札価格契約における第三者照査)

第12条 調査基準価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の確認を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア)親会社と子会社の関係にある
 - (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ②人的関係
 - (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - 照査技術者と同等の当該部門の業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて作業計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い
特別仕様書第9条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(疑義)

第13条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。